

詐欺的な

投資勧誘トラブルに注意!!

「未公開株」や「社債」のほか、「外国通貨」「事業への投資話」「暗号通貨」など、詐欺的な投資勧誘をめぐる消費者トラブルが、高齢者を中心に多く発生しています。



消費者へのアドバイス

- 投資勧誘を受けた場合には、業者の登録の有無などを確認し、契約するつもりがなければキッパリ断りましょう。
- 金融商品取引業の登録を受けた業者については「免許・許可・登録を受けている業者一覧」〈金融庁〉で確認できます。

不審に思ったときは、

警察や消費生活総合センターへすぐに相談を!!

消費者ホットライン ☎188(いやや)

京都市消費生活総合センター

(中京区役所内) . . ☎366-1319

高齢サポート・朱雀(京都市朱雀地域包括支援センター)

☎075(801)1384 FAX075(801)1385

